下水道主要機器品質認定希望者の募集における
申請書類作成に関する一般事項

1　申請書類作成に関する一般事項

(1) 申請書類

申請書類は、品質認定品目の機器1件ごとに、以下の内容を列記順に綴ってください。

ア 申請書類チェックリスト

イ 目次

ウ 品質認定申込書（様式第1-1号：新規、様式第1-2号：更新）

エ 会社概要調書 （様式第2号）

オ 稼働実績表 （様式第3号）

カ 稼働している納入機器の現在の写真（2箇所以上。ただし、東京都下水道局との共同研究による申請機器については、1箇所以上。）

キ 会社案内、経歴書等

ク 製品カタログ、技術資料等（品質認定品目の設計、製造及び修理に関する技術資料のほか、仕様書記載の仕様が確認できる図書類を含む。）

ケ 品質認定品目を製造、検査及び修理する工場の所在地及び案内図

コ 製造会社との委託契約書等（製造を他に委託している場合に限る。）

サ 検査会社との委託契約書等（検査を他に委託している場合に限る。）

シ 修理会社との委託契約書等（修理を他に委託している場合に限る。）

ス アフターサービス体制表（定常時、緊急時に分けて記載）

セ アフターサービス会社との委託契約書等（アフターサービスを他に委託している場合に限る。）

ソ 実用化技術の評価を受けた共同研究の終了報告書（東京都下水道局との共同研究による申請機器の場合に限る。）

なお、申請書類チェックリストは、必要事項を記入して提出してください。申請書類チェックリストの事項を満たしている場合に受け付けます。

(2) 申請書類の部数

1部

(3) 申請書類の綴り方

ア 申請書類は、A4 縦ファイル（ハードファイル）に綴込みをしてください。

また、書類がかさばる場合（目安として厚さ5cm以上）は、分冊としてください。表紙・背表紙には会社名、機器番号、品目名を大きく記載し、中表紙も付けてください。

イ 全体が把握しやすいような目次を添付してください。

また、項目別にインデックス等で分かりやすく整理してください。

ただし、同一製作者が複数の品質認定品目の機器について申し込むときは、

会社概要調書、会社案内、経歴書等の資料について、内容が重複するものは1件にのみ綴り込み、他は綴込みを省略してください。

なお、省略した申請書類は、目次の中に省略した旨を記載してください。

(4) その他

ア 申請書類は、日本語で作成してください。

イ 記載内容が多く、1枚の様式に記入しきれない場合は、「別紙のとおり」又は「次頁に続く」と記載した上で、様式第2号は別紙に、様式第3号は次頁に、それぞれ記載してください。

ウ 同一製作者が複数の品質認定品目の機器について申し込むときは、会社概要調書、会社案内、経歴書等の資料について、内容が重複するものは1件にのみ綴り込み、他は綴込みを省略してください。

なお、省略した申請書類は、目次の中に省略した旨を記載してください。

2 各添付資料に関する記載上の注意事項

(1) 会社概要調書（様式第2号）

ア 工場設備

(ｱ) 必ず「自社」、「関連会社」、「他社」の別を記入してください。

また、関連会社の場合には、持株比率を合わせて記載してください。

他社又は持株比率が51%に満たない子会社等に部分的に業務を委託している場合には、委託契約書等が必要となります。

(ｲ) 研究機関については、申請機器に関し該当する施設があれば記載してください。

イ 官公庁認定（指定）項目

品質認定品目の申請機器に対応した機器が、地方自治体等の下水道施設・設備の品質認定（機器製作者指定）を受けているとき記載してください。

ウ 緊急時体制

(ｱ) 緊急連絡体制は、対応可能な部署の名称、所在地、エンジニアの配置人員数、及び電話番号を記載してください。昼間、夜間、休日等で対応部署が異なる場合には、余白にその区分を記載してください。

(ｲ) アフターサービスを関連会社又は他社に委託している場合は、その会社が関連会社又は他社であることを明記して､その旨を余白に記載してください。

(2) 稼働実績表（様式第3号）

ア 主要機器品質認定品目別仕様書でいう「下水道プラント」とは、一般的に地方自治体の管理する下水の処理施設（し尿浄化槽は除く）、又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設及びその他の施設を意味するものとします。

合併浄化槽設置整備事業、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業等により設置された施設、いわゆる下水道類似施設については、これに含めません。

イ 稼働実績は、品質認定品目の仕様に適合したものに限ります。主要機器品質認定品目別仕様書の記載内容を十分検討してください。

ウ 記載順序は、次の列記順に記入してください。

(ｱ) 該当する仕様で、東京都の実績があるものから

(ｲ) 規模、能力、電圧等仕様の大きいものから

(ｳ) 設置年度が新しいものから（現在稼働しているものに限る。）

エ 1箇所の施設に複数の種類（容量等）がある場合、容量ごとに台数を記載してください。

オ 納入先は、自治体名称、施設名称、担当部署名、所在地、電話番号等、必ず具体的な納入先を記載してください。

カ 申請書類に添付する写真は、申請機器が実際に稼働している現在の姿を撮影したものとします。特に写真の提出枚数は問いませんが、納入場所の特定ができるとともに、機器銘板を確認することができ、申請機器の現在の状況を把握するに十分な枚数の写真の提出をお願いします。

写真の添付方法については、必ず申請書類の中に綴り込むものとし、稼働実績表のすぐ後に添付してください。

(3) 会社案内、経歴書等

ア 会社案内、経歴書等は、カタログ類でも構いません。

イ アに定める他、組織図、全体従業員数、各部門別従業員数を添付してください。

特に、申請機器の設計、製造、検査、修理、アフターサービスに関する組織体制については、詳細かつ正確に記入してください。

(4) 製品カタログ、技術資料等

製品カタログ、技術資料等は、申請者が品質認定品目の申請機器を設計、製造、検査及び修理する能力を有することを客観的に証明するものであることを十分認識した上で、適切な資料を提出してください。

機器によっては、取扱説明書は技術資料と認められない場合もあります。

以下に例示する資料等を提出してください。

ア 設計については、設計図面等で、申請者が自ら設計していることを証明する必要があります。実績として記載した機器のうち、容量の大きなものから2、3 箇所の外形図、機器仕様書、フロー図、システム図のほか、申請する品質認定品目に関する設計上の技術資料を添付してください。

イ 製造については、製造に関する社内規格、カタログ、パンフレット等の印刷物を提出してください。製造を委託している場合も、委託契約書等に加えて委託先工場での資料が必要となります。

また、製造工程がISO9000sの認証を取得している場合は、その写しを提出してください。

ウ 試験・検査については、品質管理工程表、社内基準値、試験及び検査要領書等を提出してください。

また、試験・検査工程がISO9000sの認証を取得している場合は、その写しを提出してください。

エ 修理については、社内基準値、修理要領書、修理体制等を提出してください。

修理を委託している場合も､委託契約書等に加えて委託先工場での資料が必要となります。

また、修理工程がISO9000sの認証を取得している場合は、その写しを提出してください

(5) 委託契約書等

製造、修理、アフターサービス等を他社に委託している場合は、品質管理等に技術的に関与していることが必要であり、このような関係を証明する資料を添付してください。

また、検査を他社に委託することも認められますが、この場合にも申請者が責任をもって委託先の試験・検査体制に関与していることが必要であり、このような関係を証明できるような資料及び自社の検査基準等の資料を提出してください。

(6) アフターサービス体制表

アフターサービス体制表の様式は任意です。定常時、事故・故障時等に対応するための緊急時（昼間、夜間、平日、休日等に適宜区分する。）別に、人員数や資機材の調達方法等について、具体的に記載してください。

人員数については、特に設計、製造、検査等の各技術部門で緊急時に速やかに対応できる担当者数を記載してください。

(7) 実用化技術の評価を受けた共同研究の終了報告書

東京都下水道局との共同研究による申請機器の場合は、実用化技術との評価を受けた報告書の写しを提出して下さい。

（様式第 1-1 号）

平成　年　月　日

東京都公営企業管理者
　下水道局長　　殿

所在地
申請者　会社名
代表者名　　印

品質認定申込書(新規)

下水道主要機器の品質認定を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1　品質認定品目

2　添付書類

(1) 会社概要調書（様式第 2 号）
(2) 稼働実績表　（様式第 3 号）
(3) 稼働している納入機器の現在の写真（2 箇所以上。ただし、東京都下水道局との共同研究による申請機器については、1 箇所以上。）
(4) 会社案内
(5) 経歴書
(6) 製品カタログ、技術資料等（品質認定品目の設計、製造、検査及び修理に関する技術資料のほか、仕様書記載の仕様が確認できる図書類を含む。）
(7) 品質認定品目を製造、修理、検査する工場の所在地及び案内図
(8) 製造会社との委託契約書等（製造を他に委託している場合に限る。）
(9) 検査会社との委託契約書等（検査を他に委託している場合に限る。）
(10) 修理会社との委託契約書等（修理を他に委託している場合に限る。）
(11) アフターサービス体制表
(12) アフターサービス会社との委託契約書等（アフターサービスを他に委託している場合に限る。）
(13) 実用化技術の評価を受けた共同研究の終了報告書（東京都下水道局との共同研究による申請機器の場合に限る。）

（様式第 1-2 号）

平成　年　月　日

東京都公営企業管理者
　下水道局長　　殿

所在地
申請者　会社名
　　代表者名　　印

品質認定申込書(更新)

下水道主要機器の品質認定を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1　品質認定品目

2　添付書類（ｲﾝﾃﾞｯｸｽ付）
変更した書類には○をつけています。
(1) 会社概要調書（様式第 2 号）
(2) 稼働実績表　（様式第 3 号）
(3) 稼働している納入機器の現在の写真（2 箇所以上。ただし、東京都下水道局との共同研究による申請機器については、1 箇所以上。）
(4) 会社案内
(5) 経歴書
(6) 製品カタログ及び技術資料等（品質認定品目の設計、製造、検査及び修理に関する技術資料のほか、仕様書記載の仕様が確認できる図書類を含む。）
(7) 品質認定品目を製造する工場の所在地及び案内図
(8) 製造会社との委託契約書等（製造を他に委託している場合に限る。）
(9) 検査会社との委託契約書等（検査を他に委託している場合に限る。）
(10) 修理会社との委託契約書等（修理を他に委託している場合に限る。）
(11) アフターサービス体制表
(12) アフターサービス会社との委託契約書等（アフターサービスを他に委託している場合に限る。）
(13) 実用化技術の評価を受けた共同研究の終了報告書（東京都下水道局との共同研究による申請機器の場合に限る。）

（様式第２号）

会 社 概 要 調 書

品質認定品目				申請年月日	
会　社　名				創立年月日	
代表者の役職氏名				電 話 番 号	
本社の所在地				従 業 員 数	
業 務 内 容					
担当部署名 電 話 番 号				担　当　者 役職　氏名	
工場設備	項　　目	名　　称	所　在　地	電話番号	自社・関連会社・他社 （関連会社は、持株比率を併記）
	製造工場				
	試験・検査工場				
	修理工場				
	研究機関				

官公庁認定	官公庁名	担当部署名	認定年月日	電話番号

緊急時体制	名　　称	所　在　地	配置人員	電話番号

（様式第３号）

稼　働　実　績　表

（官公庁・民間）

品質認定品目		会　社　名	

番号	所　在　地（最寄駅） 担当部署名　電話番号	台数	規格・型式	納入年月	稼働期間	用　　途

申請書類チェックリスト

申請機器番号＿＿＿＿＿＿＿＿申請認定品目＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

チェック欄	チェック項目	注　意　事　項
	(1) 申請書類の綴り方	・A4縦ファイル（ハードファイル） ・表紙、背表紙の記載（会社名、機器番号、品目名）、中表紙
	(2) 目　　次	・他に申請した申請書類の中に添付されている書類については、その旨を記載している。
	(3) 品質認定申込書 （様式第1-1号又は1-2号）	・必要事項が記載されている。 ・更新時には様式1-2号を使用する。 ・変更した書類に○がつけられている。
	(4) 会社概要調書（様式第2号）	・必要事項が記載されている。
	(5) 稼働実績表（様式第3号）	・仕様書に適合した2箇所以上の実績が記載されている。（東京都下水道局との共同研究による申請機器については、１箇所以上。） ・納入先の名称、部署、所在地、電話番号が記載されている
	(6) 納入機器の現在の写真	・(5)稼働実績表記載の2箇所以上の写真が添付されている。（東京都下水道局との共同研究による申請機器については、１箇所以上。） ・納入場所が特定できる。 ・銘板が確認できる。
	(7) 会社案内、経歴書等	・設計、製造、検査、修理、アフターサービスに関する組織体制が記載されている。
	(8) 製品カタログ及び技術資料等	・(5)稼働実績表記載の2箇所以上の外形図、フロー図、システム図が添付されている。（東京都下水道局との共同研究による申請機器については、１箇所以上。） ・申請する品質認定品目に関する設計上の技術資料が添付されている。
	(9) 製造、検査、修理する工場の所在地及び案内図	・工場、製造設備、検査設備、修理設備などの写真等が添付されている。
	(10) 製造会社との委託契約書等	・製造を他に委託している場合は必要
	(11) 検査会社との委託契約書等	・検査を他に委託している場合は必要
	(12) 修理会社との委託契約書等	・修理を他に委託している場合は必要
	(13) アフターサービス体制表	・定常時、緊急時（昼間、夜間、平日、休日等に適宜区分する。）に分けて記載されている。 ・緊急時の人員数や資機材の調達方法等が記載されている。
	(14) アフターサービス会社との委託契約書等	・アフターサービスを他に委託している場合は必要
	(15) 実用化技術の評価を受けた共同研究の終了報告書	・東京都下水道局との共同研究による申請機器の場合は必要

申　請　年　月　日	平成　　年　　月　　日
会　　社　　名	
担　当　部　署　名	
担　当　者　氏　名	印